

申請すると戻ります 高額療養費

田川市国民健康保険に加入している人

1カ月間（初日から月末まで）に支払った医療費が一定の額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が後から払い戻しされます。ただし、入院をした時の食事代や部屋代など保険がきかない支払いは対象となりません。

◎国民健康保険加入者(70歳未満)【1カ月の自己負担限度額】

	前12カ月の間で1～3回目の支給の場合	前12カ月の間で4回目以降の支給の場合
特に収入が多い世帯	150,000円(※1)	83,400円
市民税がかかる世帯	80,100円(※1)	44,400円
市民税がかからない世帯	35,400円	24,600円

※1) かかった医療費に応じて加算があるため、実際はこの金額よりやや高くなります。

注1) 各病院の入院・外来ごとの計算（病院によっては診療科ごとの計算になる場合もあります）となりますが、それぞれの支払いが21,000円以上あれば合計で

きます。また同一世帯内での合計もできます。

注2) 入院した場合は、病院の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を見せると、医療費の支払いが1カ月の自己負担限度額までとなります。

◎国民健康保険高齢受給者(70歳以上75歳未満)【1カ月の自己負担限度額】

高齢受給者証の割合		外来(一人ずつ計算)	入院+外来(世帯の合計)
3割		44,400円	80,100円(※2)
1割	市民税がかかる世帯	12,000円	44,400円
	市民税がかからない世帯	8,000円	24,600円
	特に収入が少ない世帯	8,000円	15,000円

※2) かかった医療費に応じて加算があるため、実際はこの金額よりやや高くなります。また、前12カ月の間で4回目以降の支給となった場合の限度額は44,400円となります。

注3) 市民税がかからない世帯の人は入院した場合、病院の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を見せると、医療費の支払いが1カ月の自己負担限度額までとなります。

高額療養費の具体例

◎70歳未満 市民税がかからない世帯
(1カ月の自己負担限度額35,400円)の場合

○田川太郎(40歳)
田川幸子(38歳)の世帯の場合
(限度額適用・標準負担額減額認定証があるとき)
太郎さん:A病院 外来 支払額 5,000円⇒計算対象外
(21,000円未満のため)
太郎さん:A病院 入院 支払額 35,400円
幸子さん:B病院 外来 支払額 30,000円
合計 65,400円
支払った合計額 自己負担限度額
65,400円 - 35,400円 = 30,000円が
高額療養費として戻ってきます。

◎70歳以上75歳未満(高齢受給者)
市民税がかかる世帯
(世帯の自己負担限度額44,400円)の場合

○田川一郎さん(73歳・1割負担)
田川花子さん(70歳・1割負担)の世帯の場合
一郎さん:A病院 外来 支払額 5,000円
花子さん:B病院 入院 支払額 44,400円
合計 49,400円
支払った合計額 自己負担限度額
49,400円 - 44,400円 = 5,000円が
高額療養費として戻ってきます。

- 《手続きに必要なもの》 ○国民健康保険証○国民健康保険高齢受給者証(持っている人のみ)
○世帯主の印鑑○領収書○世帯主名義の預金通帳
- 《手続きをするところ》 市役所1階⑤番窓口